（略）	（略）	（略）
法第五十条第十三号	（略）	（略）
法第五十条第十四号	（略）	（略）
法第五十条第十七号	（略）	（略）

（製造専用医薬品の直接の容器等の記載事項の特例）

第百七十四条　（略）

2　製造専用医薬品については、その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第十二号から第十四号まで及び第百七十一条第八号に掲げる事項が記載されていることを要しない。

（体外診断用医薬品の直接の容器等の記載事項の特例）

第百七十五条　体外診断用医薬品については、法第五十条第十二号に掲げる事項のうち有効成分の分量が記載されていることを要しない。

2　体外診断用医薬品であって、外部の容器又は外部の被包に「体外診断用医薬品」の文字の記載のあるものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第四号、第五号、第六号、第十一号、第十二号及び第十五号並びに第百七十一条第二号、第五号及び第六号に掲げる事項が記載されていることを要しない。

3　前項に規定する体外診断用医薬品の外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に記載すべき事項のうち次の表の上欄に掲げる法の規定によって定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項の記載をもって代えることができる。

（略）	（略）	（略）
法第五十条第二号	（略）	（略）
法第五十条第十七号	（略）	

（容器等への符号の記載）

第百七十五条の二　法第五十二条第一項（令第七十五条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の農林水産省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、法第六十八条の二第一項の規定により注意事項等情報が公表されている第百八十四条の六第一項のホームページを閲覧するための二次元コードを利用する方法とする。

2　（略）

（略）	（略）	（略）
法第五十条第十一号	（略）	（略）
法第五十条第十二号	（略）	（略）
法第五十条第十五号	（略）	（略）

（製造専用医薬品の直接の容器等の記載事項の特例）

第百七十四条　（略）

2　製造専用医薬品については、その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第十号から第十二号まで及び第百七十一条第八号に掲げる事項が記載されていることを要しない。

（体外診断用医薬品の直接の容器等の記載事項の特例）

第百七十五条　体外診断用医薬品については、法第五十条第十号に掲げる事項のうち有効成分の分量が記載されていることを要しない。

2　体外診断用医薬品であって、外部の容器又は外部の被包に「体外診断用医薬品」の文字の記載のあるものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第四号、第五号、第九号、第十号及び第十三号並びに第百七十一条第二号、第五号及び第六号に掲げる事項が記載されていることを要しない。

3　前項に規定する体外診断用医薬品の外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に記載すべき事項のうち次の表の上欄に掲げる法の規定によって定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項の記載をもって代えることができる。

（略）	（略）	（略）
法第五十条第二号	（略）	（略）
法第五十条第十五号	（略）	

（容器等への符号の記載）

第百七十五条の二　法第五十二条第一項（令第七十五条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の農林水産省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、法第六十八条の二第一項の規定により注意事項等情報が公表されている第百八十四条の六第一項のホームページを閲覧するための二次元コードを利用する方法とする。

2　（略）